

企業活動のグローバル展開を支える税制の整備

▶国際課税制度の見直し

[外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)]

- ・外国子会社合算税制が発動される基準税率(トリガー税率)について、現行の「25%以下」から「20%以下」への引き下げを実現。
- ・統括会社の実態を踏まえた適用除外要件(事業基準・非関連者基準)の見直しを実現。
- ・租税回避の防止のため、適用除外要件を満たす子会社の資産性所得を合算課税の対象とする。ただし一定の配当・利子・使用料など付け替えのおそれの高いものに限定。

[移転価格税制]

- ・対等出資等の国際合弁企業について、課税の基礎となる価格の算定に当たり考慮すべき事項等の明確化

▶社債市場の活性化のための税制措置

- ・非居住者が受け取る社債利子の非課税化(3年間)
- ・非居住者が受け取る国外発行社債(民間国外債)の利子等の非課税措置を恒久化

事業再編に資する税制の整備

▶産活法に基づく登録免許税の特例措置は、特例の対象となる資本の增加分に上限を設定した上で、2年間延長

▶中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置について、雇用継続要件の設定等を行った上で、2年間延長

外形標準課税(資本割)の特例措置の恒久化

▶資本金等を取り崩し欠損填補(無償減資)する等の場合、これらの行為後の資本金等の額を外形標準課税資本割の課税標準とする措置を恒久化

年金課税

▶企業型確定拠出年金における従業員拠出(マッチング拠出)の容認と所得控除

資源・エネルギーの安定供給確保と地球温暖化対策の推進

自動車関係税制

▶自動車税のグリーン税制(環境性能の優れた自動車に対して税率を軽減し、新車登録から一定年数を経過した自動車に対し重課)について、プラグインハイブリッド自動車を対象に追加すると共に、軽

課対象から「燃費基準 + 15% 達成車 (+ 25% 未満)」を除外した上で、2年間延長

▶環境性能の優れた自動車に対する特例措置に対象自動車の区分(2.5t ~ 3.5t)を新たに追加(自動車重量税・取得税)

▶自動車取得税の低燃費車特例(現行制度では中古車のみ支援対象)について、中古車市場における環境性能の優れた自動車を増加させる観点から、2年間延長

地球温暖化対策のための税

▶地球温暖化対策のための税については、今回当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進める。

資源開発促進税制

▶減耗控除制度について適用期限を3年間延長

▶海外投資等損失準備金制度について、実態等を踏まえた見直しを行った上で、適用期限を2年間延長

車体課税のあり方

▶自動車重量税については、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、環境負荷に応じて税率を設定することとし、暫定上乗せ分の国分の半分程度に相当する規模の税負担を軽減する。

▶自動車取得税について、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持する。

▶エコカー減税は維持する。

▶車体課税については、エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

燃料課税のあり方

▶ガソリン税、軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止するが、当分の間、税率水準を維持する。

▶国民生活を守るため、平成20年度上半期のような原油価格の異常な高騰が続いた場合には、上記当分の間の税率の課税を停止できるような法的措置を講じる。これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後速やかに具体化を図る。

原料調達に係る国際的な衡平性の維持・確保

▶原料非課税の国際的な衡平性を維持・確保

- ・石油化学製品製造用ナフサ等の石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を2年間延長
- ・石油化学製品製造用ナフサ等の揮発油税の免税措置を維持